

# 第2次下松市行財政改革推進計画

～ 自主・自立の行政運営の基盤づくり ～

平成22年3月策定  
下 松 市

## 目 次

第 1	はじめに .....	1
第 2	基本的な考え方 .....	2
	1 計画期間	
	2 計画の位置づけと体系	
	3 推進項目と実施項目	
第 3	計画の進め方 .....	7
	1 推進体制	
	2 進捗状況の公表	
	3 計画の見直し	
	具体的取組項目一覧 .....	8

## 第1 はじめに

本市では、昭和51年（1976年）の財政再建を契機に、今日まで累次にわたり行財政改革に取り組み、健全財政を第一に、「身の丈にあった財政運営」に努めてまいりましたが、地方財政を取り巻く状況は、平成16年度のいわゆる「地方交付税ショック」以降、さらに厳しさを増してきました。

こうした状況から、本市においても、平成17年3月に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に沿って、平成18年度から平成21年度までの4か年を期間とした「下松市行財政改革推進計画」を策定し、職員の総力を挙げて行財政改革に取り組み成果を挙げているところです。

しかしながら、その間にもわが国の経済情勢は、世界同時不況の中で、さらに悪化してきており、こうした影響を受け本市においても、市政運営の根幹である市税収入の今後の見通しが、極めて不透明な状況にあります。

一方、施策面では、行政ニーズの複雑化・高度化、少子高齢化の一層の進展への対応など多くの課題を抱えており、市行政全般を取り巻く環境は、以前にも増して厳しい状況が予測されます。

このため、今後の行政運営に当たっては、サービスにおける「受益」と「負担」のバランスや施策の「選択」と「集中」など工夫を重ねるとともに、自主財源の一層の確保に努め、無駄や非効率を排除して限られた財源の活用度を高めるなど、さらなる行財政改革への取り組みが必要と考えられます。

こうしたことを踏まえ、新たに策定する計画は、「自主、自立の行政運営の基盤づくり」を基本方針として掲げ、引き続き行財政改革を実施しながら、将来に夢と希望の持てる住みよいまち“くだまつ”の実現に向けて取り組んでまいります。

## 第2 基本的な考え方

### 1 計画期間

本計画の計画期間は、昨今の目まぐるしく変化する経済・社会情勢に対応するため、実施期間を短期間とし平成22年度から平成24年度までの3か年とします。

### 2 計画の位置づけと体系

#### (1) 計画の位置づけ

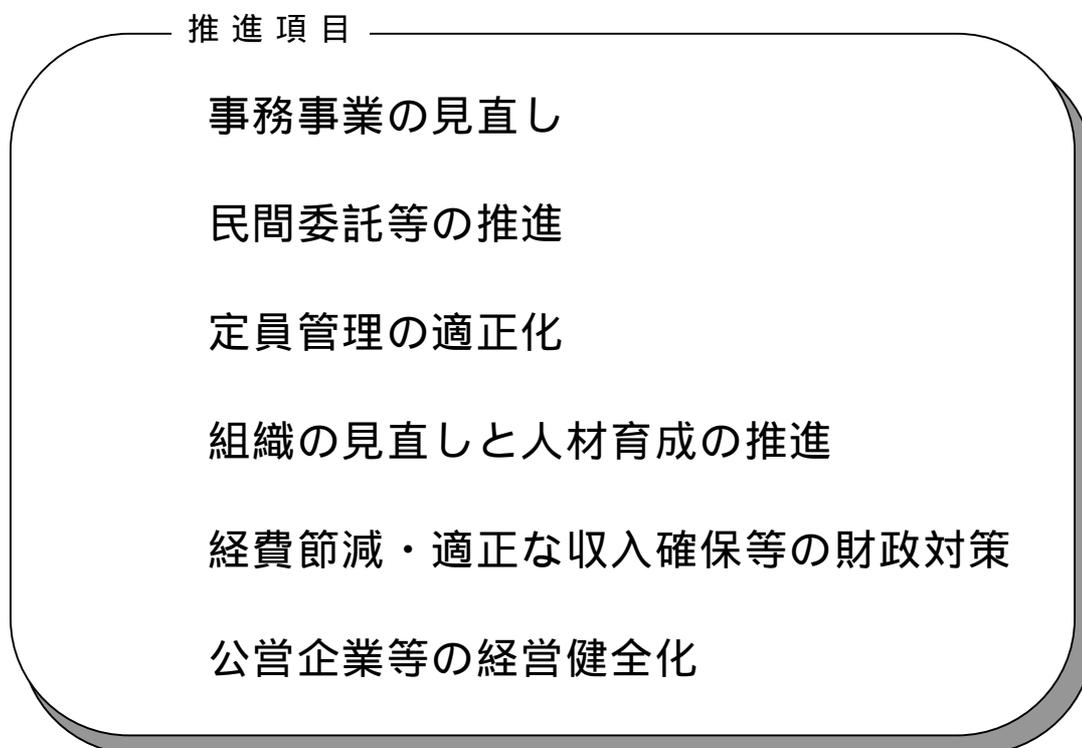
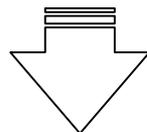
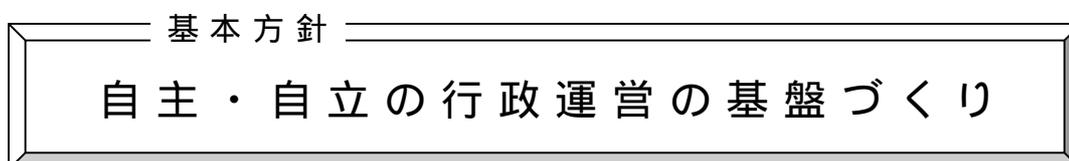
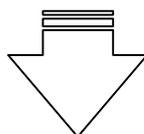
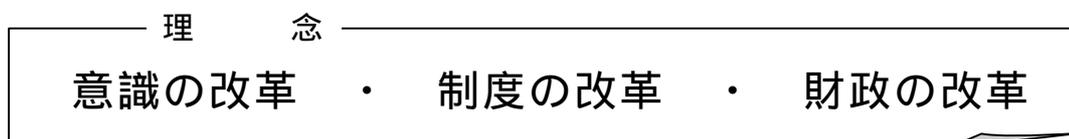
本計画は、平成18年3月に策定した「下松市行財政改革推進計画」の基本的な考え方を継続する中で、新たに課題を絞り込み着実に取り組むこととし、「第2次」の下松市行財政改革推進計画として位置づけます。

#### (2) 計画の体系

「意識の改革」、「制度の改革」及び「財政の改革」を本計画における理念とし、この理念に基づき「自主・自立の行政運営の基盤づくり」を基本方針とします。

また、この基本方針を具体化するために、「事務事業の見直し」、「民間委託等の推進」、「定員管理の適正化」、「組織の見直しと人材育成の推進」、「経費節減・適正な収入確保等の財政対策」及び「公営企業等の経営健全化」の6つを推進項目とし、それぞれに実施項目を定めて取り組みます。

体系図



### 3 推進項目と実施項目

#### 事務・事業の見直し

情報システムの活用など、事務・事業の効率性を高めるための取組を進めます。

また、社会経済状況の変化などにより、実施する意義や必要性が薄れた業務や、当初の目的を達成したことにより廃止可能な業務、対象者が減少したり、ニーズに合わなくなった業務、他の事業で代替できる業務について見直しを行います。

#### 実施項目

事務事業の効率化

施策の重点化と事務事業の見直し

#### 民間委託等の推進

公共性や公平性を維持しながら、「サービスの維持・向上」や「経費削減」が図れる事務事業については、積極的に民間活力を導入します。公の施設については、当初の設置目的を実現し、施設の効用を最大化させるために、指定管理者制度の導入に向けた継続的な検討を行います。

また、市民及び地域コミュニティとの協働を進め、市民と行政の役割の明確化を図ります。

## 実施項目

- 公立保育園の民営化の推進
- 小学校給食調理業務の民間委託等の推進
- ごみ収集業務の民間委託の推進
- その他業務の民間委託の推進
- 市民との協働の推進
- 指定管理者制度の導入の推進

## 定員管理の適正化

職員数については、事務事業の効率化、組織・機構の見直し、民間委託等の活用などにより適正な管理に努めます。

## 実施項目

- 定員適正化計画の策定

## 組織の見直しと人材育成の推進

職員数の推移を見極めながら、行政ニーズに対応する効果・効率的な組織・機構を検討します。

また、職員の士気や職務遂行能力の向上、人材育成を図るため、人事評価制度を構築します。

## 実施項目

- 組織・機構の見直し
- 人事評価制度の構築

## 経費節減・適正な収入確保等の財政対策

市税等の収納率の向上を目指すとともに、遊休財産の活用や使用料・手数料などの受益者負担の見直しなど多様な自主財源の確保を図ります。補助金・負担金等については、費用対効果等を考慮しながら再点検を行います。

### 実施項目

市税等の収納率の維持・向上

遊休財産の有効活用

補助金・負担金等の見直し

受益者負担の適正化

## 公営企業等の経営健全化

公営企業等については、経営環境や社会情勢の変化を踏まえて更なる経営改革に取り組み、より一層の自立性の強化と経営の効率化を図ります。

### 実施項目

下水道事業特別会計の公営企業法の適用

下水道事業と水道事業との組織統合

## 第3 計画の進め方

### 1 推進体制

推進に当たっては、市長を議長とする「下松市行財政改革推進会議」が庁内全体の総合調整や指示等を行います。また、各部署に下松市行財政改革推進会議が指名する進行管理の責任者を置き、行政改革推進室と連携しながら計画を推進していきます。

なお、必要に応じて外部有識者の意見を聞く機会を設け、推進計画の確実な遂行や諸課題の解決を図ります。

### 2 進捗状況の公表

行財政改革の進捗状況は、市議会をはじめ市のホームページで市民に公表します。

### 3 計画の見直し

本計画については、行財政改革の効果的な推進と実効性を高めるため、社会情勢の変化や財政状況の推移等を見定めながら、必要に応じて実施項目の追加や変更を行います。

また、本計画に定めのないものであっても、行財政改革の趣旨に則り必要性のある場合は、関係課等と協議し実施するものとします。

## 具体的取組項目一覧

### 事務・事業の見直し

No.	1	担当部署	広報情報課・土木課
実施項目	事務事業の効率化		
具体的取組	全庁型GISの導入		
取組内容	全庁型GIS（Geographic Information System）を導入し、庁内の地図情報及び台帳情報を共有することで事務の効率化を図る。		

No.	2	担当部署	広報情報課
実施項目	事務事業の効率化		
具体的取組	コンテンツ管理システムの導入		
取組内容	コンテンツ管理システム（CMS:Contents Management System）を導入し、下松市ホームページをリニューアルすることで、市民に使いやすい魅力のある最新の情報を提供する。		

No.	3	担当部署	総務課
実施項目	事務事業の効率化		
具体的取組	条例改正支援システムの導入		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正支援システムを導入し、条例等の改廃業務の負担及び審査に要する時間を削減し事務の効率化を図る。</li> <li>・また、インターネット版例規集をリンクすることにより、インターネット版の更新期間を短くし、最新の情報が提供できるようになり利便性が向上する。</li> </ul>		

No.	4	担当部署	技術監理課
実施項目	事務事業の効率化		
具体的取組	電子入札制度等の導入		
取組内容	電子入札・電子入札参加資格審査登録などの電子調達情報や郵便入札を導入することにより、入札等に関する業務の効率化・高度化を図る。		

No.	5	担当部署	水道局工務課
実施項目	事務事業の効率化		
具体的取組	マッピングシステムの導入		
取組内容	水道管の埋設状況をシステム化することにより事務の効率化を図る。		

No.	6	担当部署	総務課
実施項目	事務事業の効率化		
具体的取組	非常勤職員公務災害補償事務の共同事務処理		
取組内容	非常勤職員に対する公務災害補償事務について、山口県市町総合事務組合へ共同処理事務に加入することにより事務の合理化を図る。		

No.	7	担当部署	公平委員会
実施項目	事務事業の効率化		
具体的取組	公平委員会の共同事務処理		
取組内容	公平委員会について、山口県市町公平委員会へ加入することにより事務の合理化を図る。		

No.	8	担当部署	企画政策課
実施項目	施策の重点化と事務事業の見直し		
具体的取組	行政評価のシステムの本格運用		
取組内容	行政評価システムを本格的に導入し、新しい総合計画の進捗状況の進行管理を行う手法と位置づけ、平成23年度から始まる新総合計画に合わせて運用する。		

No.	9	担当部署	教育委員会下松中央公民館
実施項目	施策の重点化と事務事業の見直し		
具体的取組	結婚衣装貸出業務の廃止		
取組内容	結婚衣裳（振袖、モーニング等）の貸出件数は、平成5年をピークに年々減少し、ここ数年は70件となっている。衣装の貸出しは、民間でも広く行われていることから、廃止の方向で見直しを検討する。		

No.	10	担当部署	広報情報課
実施項目	施策の重点化と事務事業の見直し		
具体的取組	広報「潮騒」の文字放送の見直し		
取組内容	潮騒情報玉手箱の文字とアナウンスで伝える番組については、毎月2回放送しているが、下松市ホームページ上で、ボランティアグループ「下松点訳・音訳友の会」による広報「潮騒」の音声情報を流していることや、緊急情報についてもKビジョンなどを通じて情報発信が可能となり、高齢者などの情報弱者に対しても情報提供できることから、廃止の方向で見直しを行う。		

No.	11	担当部署	福祉政策課
実施項目	施策の重点化と事務事業の見直し		
具体的取組	移送サービス事業の見直し		
取組内容	<p>移送サービスは、高齢者や障害者が病院等へ入退院等を行う場合に車いすやストレッチャー等での移動が民間の事業所では困難なことから始まったサービスであるが、現在病院等への通院は介護保険等のサービスが利用でき、車椅子等に対応できる民間の事業所も多数存在している。サービス設立の主旨を鑑みると行政によるサービス提供の必要性が低下しており、サービス1回あたりのコストも民間の介護タクシーより高額となっている。また、現在の移送サービスは利用料が無料となっており、介護保険サービス等を利用する場合と公平性を欠くものとなっていることから、移送サービス事業の廃止を検討する。</p>		

## 民間委託等の推進

No.	12	担当部署	児童家庭課
実施項目	公立保育園の民営化の推進		
具体的取組	同上		
取組内容	公立保育園4園のうち3園を目標に民営化を推進する。当面、平成24年度までに中央保育園を民営化する。		

No.	13	担当部署	教育委員会総務課
実施項目	小学校給食調理業務の民間委託等の推進		
具体的取組	同上		
取組内容	小学校における給食調理業務の民間委託については、給食センター方式を含めて方針を決定する。		

No.	14	担当部署	環境推進課
実施項目	ごみ収集業務の民間委託の拡大		
具体的取組	同上		
取組内容	清掃センター職員・再任用職員の退職と配置転換等により、平成22年度に2コース(計6コース)を民間委託する。今後の委託の拡大について方針を決定する。		

No.	15	担当部署	住民年金課
実施項目	その他業務の民間委託の推進		
具体的取組	住民票等の交付の民間委託		
取組内容	住民票等の申請交付サービスのさらなる利便性の向上を図るため、委託先を含め検討する。		

No.	16	担当部署	教育委員会社会教育課
実施項目	市民との協働の推進		
具体的取組	公民館の地元管理の推進		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央公民館を除く9地区公民館については、地元住民（団体）を指定管理者とした、自主運営を進め、中央公民館については、各地区公民館（指定管理者）の指導・助言を行うために強化を図る。</li> <li>・平成22年度に「公民館の民営化についての意識調査」を実施し、平成23年度に「公民館の管理・運営についての基本計画」を作成・公表する。</li> <li>・また、平成24年度の市民交流拠点施設の完成に合わせて、中央公民館の組織の見直しを行う。</li> </ul>		

No.	17	担当部署	土木課・都市計画課・環境推進課
実施項目	市民との協働の推進		
具体的取組	道路・公園等公共施設の住民参画制度の創設		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等について、住民参画型の公共施設維持を目指し、「公共施設クリーンボランティア要綱」を制定し、自治会連合会、環衛協等の関係団体及び広報紙、HP等を通じて啓発活動を行う。なお、助成対象は、道路、都市計画公園、児童遊園等の公共施設に限定し、土木課、環境推進課等の関係部署が連携して一連の制度を確立する。</li> <li>・当面は、道路清掃・草刈を行う団体に草刈機、運搬車両等の貸出、レミファルト等原材料の支給を行い、効果が検証できれば、助成金制度も検討する。</li> </ul>		

No.	18	担当部署	住宅建築課
実施項目	指定管理者制度の導入の推進		
具体的取組	公営住宅の指定管理者制度の導入		
取組内容	公営住宅について、指定管理者制度の導入を検討する。		

No.	19	担当部署	産業観光課
実施項目	指定管理者制度の導入の推進		
具体的取組	駅南市民交流センターの指定管理者制度の導入		
取組内容	駅南市民交流センター（きらぼし館）について、指定管理者制度の導入を検討する。		

## 定員管理の適正化

No.	20	担当部署	総務課
実施項目	定員適正化計画の策定		
具体的取組	同上		
取組内容	定員管理について、平成22年4月1日を起点とし、平成25年4月1日における数値目標を設定する。		

No.	21	担当部署	水道局業務課
実施項目	定員適正化計画の策定		
具体的取組	水道局における定員適正化計画の策定		
取組内容	水道局職員の定員管理について、平成22年4月1日を起点とし、平成25年4月1日における数値目標を設定する。		

## 組織の見直しと人材育成の推進

No.	2 2	担当部署	末武出張所・総務課
実施項目	組織・機構の見直し		
具体的取組	末武出張所の廃止		
取組内容	末武出張所については、本庁との距離関係を考慮すると豊井公民館との位置関係と同等程度であり、出張所業務を本庁に統合し、公民館業務のみを残すことを検討する。		

No.	2 3	担当部署	環境推進課
実施項目	組織・機構の見直し		
具体的取組	清掃センターの廃止		
取組内容	民間委託を拡大する中で、清掃センターの廃止を検討する。		

No.	2 4	担当部署	総務課
実施項目	人事評価制度の構築		
具体的取組	同上		
取組内容	人事評価制度を構築し、人材育成を図る。		

経費節減・適正な収入確保等の財政対策

No.	25	担当部署	税務課
実施項目	収納率の維持・向上		
具体的取組	納付方法の多様化		
取組内容	コンビニエンスストア、クレジットカードによる納付方法の多様化を検討する。		

No.	26	担当部署	下水道課
実施項目	収納率の維持・向上		
具体的取組	下水道事業受益者負担金の口座振替への移行		
取組内容	下水道事業受益者負担金の納入方法は、納付書による20回分割（年4回×5年）の納付となっている。納付者の利便性及び確実な納入を図るために口座振替を検討する。		

No.	27	担当部署	財政課
実施項目	遊休財産の有効活用		
具体的取組	市有財産管理方針の策定		
取組内容	市有財産（土地・建物・物品）の現状把握、調査、点検、仕分け、再構築等を実施し、市有財産管理方針の策定に取り組むことにより、市有財産を正確に把握し、遊休資産（不動産、動産）の売却や再活用などによるスリム化を図る。		

No.	28	担当部署	企画政策課
実施項目	補助金・負担金等の見直し		
具体的取組	生活バス路線の維持対策補助の見直し		
取組内容	生活バス路線の維持のための補助金については、補助金の限界も視野に入れ、運行の効率化と、利用者の増加のためのバス路線の見直し等について検討を行う。また、乗合バスだけでなく、コミュニティバスや乗合タクシーなど多様な交通手段を組み合わせるなど新たな交通体系の構築について調査・研究をする。		

No.	29	担当部署	下水道課
実施項目	補助金・負担金等の見直し		
具体的取組	し尿手数料の町内納付制度の見直し		
取組内容	し尿手数料の町内納入制度については、徴収額の6%を半年毎に委託料として支払っているが、町内納入の件数は年々減少していることから、廃止を検討する。		

No.	30	担当部署	下水道課
実施項目	補助金・負担金等の見直し		
具体的取組	し尿収集業務の委託料の見直し		
取組内容	し尿収集業務は市内3業者に委託しているが、年々汲取り世帯が減少する中、合理化計画を策定し、ごみ収集運搬業務への転換を進めており、し尿収集業務の委託料の削減を検討する。		

No.	31	担当部署	体育課
実施項目	受益者負担の適正化		
具体的取組	体育施設の利用料金の見直し		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年4月の下松スポーツ公園体育館供用開始に伴い、全体的な体育施設の利用料金の見直しを行ったが、平成23年4月には下松スポーツ公園内に新たに芝の球技場が完成することなどから、再度利用料金の一部見直しを行う。</li> <li>・恋ヶ浜緑地庭球場及び下松公園庭球場の有料化についても検討する。</li> <li>・学校の体育館等については、利用料金は無料であるが、受益者負担の考えから体育施設との調整を図る。</li> <li>・体育施設の減免規定の見直しを実情に応じて行う。</li> </ul>		

## 公営企業等の経営健全化

No.	32	担当部署	下水道課
実施項目	下水道事業の公営企業法の適用		
具体的取組	同上		
取組内容	<p>下水道事業は、独立採算が原則の公営企業として実施され、事業規模から一般会計への影響が多大であり、全国的には経営状況が厳しく健全化が急務となっている。国においては、地方公営企業法の適用を強く求めてきており、財政措置や移行期間を設けた上で法改正を行う動きがある。本市では、健全経営を行っているが、企業会計的経営分析によって将来見通しを立てることや、住民への説明責任の観点から、地方公営企業法を適用し、公営企業として効率的な経営を行う。</p>		

No.	33	担当部署	下水道課・水道局業務課・総務課
実施項目	下水道事業と水道事業との組織統合		
具体的取組	下水道課と水道局との統合		
取組内容	<p>本庁と水道局を組織統合し、簡素で効率的な組織運営と経営の合理化を推進するとともに、市民サービスの向上を図る。なお、組織統合に先立ち、水道局職員の給与等勤務条件について市長部局職員との均衡を図る。</p>		